

2. 各出張所等 別

＜厚岸出張所管内＞

厚岸出張所管内 目 次

【Ⅰ はじめに】	-----	3
【Ⅱ 道路施設編】	-----	7
1. 道路の維持管理実施計画	-----	8
(1)道路管理一覧	-----	8
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	-	9
(3)パトロール(夏期)地区区分図他	-----	1 1
【Ⅲ 河川施設編】	-----	1 3
1. 河川の維持管理実施計画	-----	1 4
(1)道管理河川一覧	-----	1 4
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	-	1 5
(3)治水系パトロール実施区間他	-----	1 9
【Ⅳ 砂防・地すべり・急傾斜施設編】	-----	2 3
1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画	-----	2 4
(1)砂防関係施設一覧	-----	2 4
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	-	2 5
【Ⅴ 海岸編】	-----	2 7
1. 海岸の維持管理実施計画	-----	2 8
(1)海岸施設一覧(水管理・国土保全局海岸)	-----	2 8
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	-	2 9
【Ⅵ 資料編】	-----	3 0
1. 管内関係機関	-----	3 1
2. 水防等資材保管一覧表	-----	3 2

I はじめに

【はじめに】

(1)管内の概況

当管内は釧路総合振興局管内の東に位置し、釧路町、厚岸町、浜中町の3町を管轄区域とし、南部は太平洋に面し、北部は丘陵地帯が広がっています。

面積は約1,415Km²で釧路総合振興局管内の23.6%を占め、ほぼ香川県の80%の広さに相当します。管内は、釧路湿原国立公園、厚岸霧多布昆布森国定公園を中心に森林、湖沼、海岸などの自然景観に恵まれた観光地帯となっています。また、当出張所は釧路から50Km・根室へは78Kmの位置にあります。

春から夏にかけて沿岸部では温度差や、道東沖で交錯する海流の影響で発生する海霧のため日差しのさえぎられる日が多く、秋は降雨量が少ないうえ日照時間も多く過ごしやすい季節となります。冬は晴天が続きますが、気温が低く厳しい季節となり、夏季は湿潤冷涼・冬季は乾燥寒冷型の気候です。

管内3町で人口は、令和5年(2023年)12月末(住基ネット調べ)で32,373人となっており、釧路総合振興局管内人口の約15%に相当します。その内、釧路町は18,643人、厚岸町は8,396人、浜中町は5,334人となっております。3町とも人口は微減となっています。

水産資源に恵まれての水産業、明治以降開拓を進めた酪農業、厚岸霧多布昆布森国定公園を有し、湿原等独自の観光資源を活かした観光業並びにこれらを結ぶ商業とで構成されています。

水産業は沖合漁業から沿岸漁業へ転換が図られつつあり、昆布漁・サケ漁が主で、牡蠣、アサリ等の養殖、ニシン・カレイ等の栽培漁業、ウニ種苗など資源増大に力を入れて取り組んでいます。

酪農業は、良質な生乳生産に努め牛乳、アイスクリーム等乳製品の原料として高い評価を得ています。また、アイスクリーム・ヨーグルトの製造販売も実施しています。

商業は釧路市と隣接する釧路町の一部で、郊外型の大型店が進出して都市化が進んだ商業圏を形成しています。

観光産業は「岬と花の霧街道」とネーミングし、約148Kmに及ぶ海岸線は砂浜の曲線美、大自然が創りあげた奇岩・絶壁・大小の島々など比類ない景観を呈している海岸線と湿原に咲きほこる草花の観賞、道東開拓発祥の歴史・史跡紀行等で年間約73万6千人(令和4年度観光客入込客数)の観光客の入り込みがあります。

出張所が管理する道路・河川等の状況は、道路の管理延長が251.6km、河川管理延長が57.2km、砂防・地すべり・急傾斜区域が19箇所、海岸管理延長が110.9kmとなっています。

(2) 所管区域

釧路町、厚岸町、浜中町

(3) 管内図



(4) 管理状況

○道路

	路線数	延長km
主要道道	3路線	129.4km
一般道道	13路線	122.2km
合計	16路線	251.6km

○河川

	河川数	管理延長km
釧路川水系	5河川	39.7km
二級河川	5河川	17.5km
合計	10河川	57.2km

○砂防・地すべり・急傾斜

砂防指定地		地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域	
箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
4箇所	3.05ha	8箇所	158.57ha	7箇所	9.44ha

※地すべり防止区域は国土交通省指定分

○海岸

海岸名	管理延長km
釧路町海岸	33.7km
厚岸海岸	25.4km
浜中海岸	51.8km
合計	110.9km

※管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

Ⅱ 道路施設編

1. 道路の維持管理実施計画

(1) 道路管理一覧

(R6年度(2024年度) 釧路建設管理部・厚岸出張所)

区分	路線番号	路線名	管理延長 (km)	夏期パトロー ル延長(km)	備考
主 要	14	厚岸標茶線	14.9	14.9	
	123	別海厚岸線	58.3	58.3	
	142	根室浜中釧路線	56.2	56.2	
	計		129.4	129.4	
一 般	221	塘路厚岸線	6.5	6.5	
	425	厚岸停車場線	1.8	1.8	
	449	別海浜中停車場線	0.9	0.9	
	506	茶内停車場線	1.0	1.0	
	599	火散布茶内停車場線	11.4	11.4	
	807	円朱別原野茶内線	12.9	12.9	
	808	琵琶瀬茶内停車場線	6.6	6.6	
	813	上風蓮大別線	22.9	22.9	
	955	床潭筑紫恋線	2.2	2.2	
	988	賞人姉別原野線	16.1	16.1	
	1003	遠野別保線	9.5	9.5	
	1039	霧多布岬線	5.1	5.1	
	1128	厚岸昆布森線	25.3	25.3	
計		122.2	122.2		
厚岸出張所管内 合計			251.6	251.6	
N=16路線					

※延長は小数点第2位以下を四捨五入
R5年度4月1日現在

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度（2024年度）実施計画」（釧路建設管理部 厚岸出張所管内）

道路パトロール業務（通常、定期、夜間、異常時）により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道 路】

管理区分	区 分	内 容	維持管理水準	R6年度（2024年度）実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修 （橋梁補修）	橋梁補修	破損や劣化が確認された場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	道路パトロール（定期）、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
		橋梁塗装	部分的な”われ”や”はがれ”があり、錆が著しく発生している場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	道路パトロール（定期）、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
	施設補修 （トンネル等補修）	トンネル等補修	点検や早期の補修・修繕による措置を行い、長寿命化の取り組みを実施	道路パトロール（定期）、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
予防管理型、対症管理型	施設補修 （道路附属物 （小規模附属物）補修・更新）	道路附属物（小規模附属物）補修・更新	定期点検による診断結果より、施設の長寿命化を図る。破損や劣化により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	道路パトロール（定期）、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
対症管理型	施設補修 （路面等補修）	舗装補修 （バッチング）	局所的な穴ぼこや段差等の発生が見られ、走行車両に支障が生じる場合に実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
		路面補修 （オーバーレイ）	わだち、ひび割れ等の発生が面的にみられ、走行車両に支障が生じる又は生じる危険性がある場合に、路面状況に応じて実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
		崩土除去、倒木処理、路肩法面補修	局所的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合に、走行車両の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の応急的な対応	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
	施設補修 （作工物補修）	排水施設補修	破損や劣化により、排水施設がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修や更新を実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
		交通安全施設補修	破損や劣化により、防護柵等がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を補修。また、照明の球切れ等は道路パトロール（夜間）結果に基づき実施。			
	施設補修 （区画線）	区画線設置	路面の中央線や、片側2車線以上の境界線は、春先に交通安全上、運転者が確認できなくなる場合に塗り替え、またその他の区画線は交差点等、特に必要な箇所について実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度（2024年度）実施計画」（釧路建設管理部 厚岸出張所管内）

道路パトロール業務（通常、定期、夜間、異常時）により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道 路】

管理区分	区 分	内 容	維持管理水準	R6年度（2024年度）実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	機能回復 (除草)	草刈り	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			草刈図
		伐開	沿道において倒れる恐れがある立木や、倒木が人や車両の通行に支障が生じる場合に除去	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
日常管理型	機能回復 (清掃)	路面清掃	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。		路面状況により ＝散水車+路面 清掃車又は散水 車（路面清掃 車）	路面清掃図
		法面等清掃	春先におけるゴミの散乱等により美観や環境に支障が生じた場合に実施、その他、ゴミの状況により排水施設に支障が生じる場合等にも、清掃を実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
		排水施設清掃	土砂によって著しく塞がっている箇所を優先して清掃を実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
	機能回復 (植栽管理)	樹木剪定	標識等が見えにくくならないよう、また歩行者や車両の通行に支障が生じないように樹木毎に樹形を考慮し剪定を実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
必要経費	施設維持	機械購入修理費	管理車両の更新修理のための必要経費	路面清掃車、草刈り機械などの修理			
		車庫等整備	管理車両の車庫等更新修理のための必要経費	管内の車庫等の補修他			
		道路付属施設等経費	照明灯等の電気料金や、電気設備等の電話料金、通信料金等	照明の節電対象路線拡大を検討			
	施設維持 (道路付属)	道路付属施設の保守点検・補修	気象観測収集装置やトンネルの非常用設備は老朽化や欠損による不具合が生じないように、定期的な点検と機器の補修を実施	委託業務により保守点検を実施			

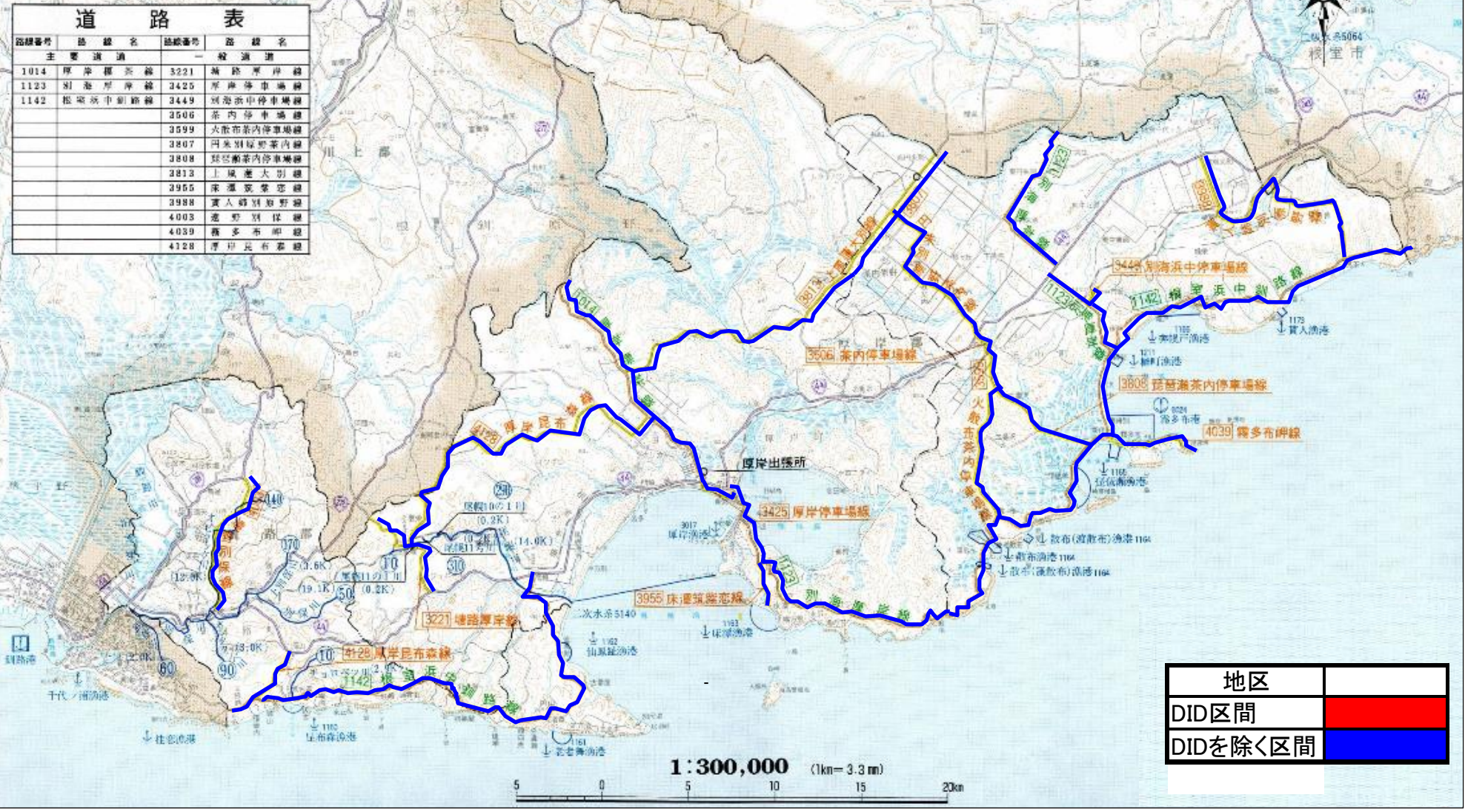
パトロール(夏期)地区区分図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を複製したものである。
(承認番号 R5年度国地情複第468号)」

釧路建設管理部 厚岸出張所管内図



路線番号	路線名	路線番号	路線名
1014	厚岸標茶線	3221	釧路厚岸線
1123	別海厚岸線	3425	厚岸停車場線
1142	根室新中別海線	3449	別海新中停車場線
		3506	茶内停車場線
		3599	大敷市茶内停車場線
		3807	丹波別海茶内線
		3808	琵琶瀬茶内停車場線
		3813	上麻差大別海線
		3955	床瀬坂茶内線
		3988	實人峠別海線
		4003	遊野別海線
		4039	霧多布線
		4128	厚岸長石線



地区	
DID区間	赤色
DIDを除く区間	青色

草刈・清掃地区区分図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を複製したものである。

釧路建設管理部 厚岸出張所管内図

道 路 表	
路線番号	路線名
1014	厚岸郵便線
1123	別海郵便線
1142	根室新中別路線
3221	精路厚岸線
3425	厚岸停車場線
3449	別海新中停車場線
3506	茶内停車場線
3599	大森市茶内停車場線
3807	阿久別町茶内線
3808	穂積茶内停車場線
3813	上原茶大別線
3955	床津茶内線
3988	美人峠別野線
4003	遠野別保線
4039	霧多布線
4128	厚岸長石線



地区	清掃水準	草刈り水準
市街地	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施。	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理。
郊外地		
山地		
公園界(名称)		

1:300,000 (1km=3.3mm)

Ⅲ 河川施設編

1. 河川の維持管理実施計画

(1) 道管理河川一覧(厚岸出張所管内)

(km)

級種	水系名	河川名	市町村名	管理区間延長
1	釧路川	別保川	釧路市・釧路町	19.1
		武佐川	釧路市	2.0
		サンタクンベ川	釧路町	3.0
		オビラシケ川	釧路町	12.0
		上別保川	釧路町	3.6
	計	1水系5河川		39.7
2	尾幌川	尾幌川	厚岸町	14.0
		尾幌10の1川	厚岸町	0.2
		尾幌11号川	厚岸町	0.2
		尾幌11の1川	厚岸町	0.2
	チョロベツ川	チョロベツ川	釧路町	2.9
	計	2水系5河川		17.5

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(釧路建設管理部 厚岸出張所管内)

○河川バトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見または予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	樋門・樋管点検整備	予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの開閉に支障のないよう保守整備	○年次計画に沿ってR6年度対象となる樋門の定期点検を実施すると共に、必要に応じてゲートの開閉に支障のないようにグリスアップや故障機器の交換など簡易な保守整備 ○エンジン式動力ゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理			
		樋門・樋管補修	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながら補修を実施	○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施 ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施 ○見易い量水標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など)			
		樋門・樋管再塗装	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施	○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施			
		堰・排水機場等補修	定期点検等の結果による診断を踏まえて健全度を評価し、必要に応じて整備・更新を行い施設の必要な機能を確保	○北海道河川管理施設点検要領(堰・水門・排水機場編)に基づき、定期点検を実施 ○点検結果に応じて健全度評価を実施し、点検・整備総括表及び機器リストを用いて、点検・評価結果を記録管理するとともに、必要に応じて補修を実施			
対症管理型	施設補修	堤防補修	堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川バトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してバトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を散策路や親水目的として利用している箇所の安全点検を実施(GW前)	○堤防目視点検を実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表する	【安全利用点検の実施結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sbs/ksn/kasenka/home/anz/enriyoutenken/index_zenzen.htm	
		護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川バトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してバトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前)	○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表する	【安全利用点検の実施結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sbs/ksn/kasenka/home/anz/enriyoutenken/index_zenzen.htm	
		床止補修	床止の機能が低下する恐れのある床止本体及び護岸の沈下、変形などの変状が見られた時には、河川バトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してバトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前)	○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表する	【安全利用点検の実施結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sbs/ksn/kasenka/home/anz/enriyoutenken/index_zenzen.htm	
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してバトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 ○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表する	【安全利用点検の実施結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sbs/ksn/kasenka/home/anz/enriyoutenken/index_zenzen.htm	
		堤内排水路補修	堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保工工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してバトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		
		標識設置	老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施	○年間を通してバトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修			

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	河川機能回復	低水路整理	河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去 ○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		
		河口掘削	河口に堆積した土砂が、洪水流を阻害し、氾濫被害や水位上昇による周辺の冠水、魚類が遡上できないなどの原因となる恐れがある場合に、河口掘削を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河口の状況を把握し、必要に応じて河口掘削を実施 ○波浪や高潮などの異常気象時は、河口状況の監視を強化し、緊急対応できる体制をとる	⑤ ○要注意河川 ・チョロベツ川(釧路町)	⑤ 要注意河川明示(パトロール図)	
		結水除去	融雪期に河道全体が結水、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の存続口等の結水閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結水を除去	○冬期間パトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結水等を除去 ○3月以降融雪災害が発生しないように、市町村と連携して必要な箇所の結水除去			
		流木除去	河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生恐れがある場合に、除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去 ○海岸等への流出による定置網等への被害の発生恐れがある場合に、市や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去	○出水後に関係機関による現地調査実施		
	河川区域維持	河川区域伐開	河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や景観に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施 ○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討 ○伐木材の再資源化等への利用を検討		○市民団体協働の川づくり事業」釧路建設管理部のHP http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/grp/ka-senjishimindantai.pdf	
		再生資源等処理	河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管			
		その他	不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域や観水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施 ○洪水等による災害発生の防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施 ○害虫の発生による河川周辺への影響や観水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置			

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
	除草	水防上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間)	重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な箇所、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用道路の草刈りを年1回出水期前に実施	<p>○洪水による災害の発生の防止のための堤防の状態把握を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理用通路の草刈りを実施</p> <p>○刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、収草して処理</p> <p>○「市民団体の協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈りを実施</p> <p>○河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理用通路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施</p>		<p>○市民団体協働の川づくり事業」創路建設管理部のHP http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/grp/ka-senijishimindantai.pdf</p>	除草区間明示(除草区間図)	
		上記以外の区間	上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないように、堤防法面や管理用通路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施			除草区間明示(除草区間図)		
		周辺環境	病害虫発生の抑止、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施	○市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病害虫発生の抑制など、必要に応じて草刈りを実施				
	環境施設の機能回復	低々水路の機能保持	土砂堆積により低々水路の機能が低下又は失なわれている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
		魚道の機能保持	土砂堆積や異常洗濯等により、魚道の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚道に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去		○魚巢護岸無し。		
		魚巢護岸の機能保持	土砂堆積や異常洗濯等により、魚巢護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去するなどにより機能回復する	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚巢護岸に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
		環境施設の機能保持	観水施設や魚巢護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、観水施設等が損傷、土砂等が堆積している場合、必要に応じて補修、土砂等を除去				
	その他河川区域の環境管理	河畔樹木の育成など	良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る。 また、環境整備や観水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、観水施設等について利用者の安全確保のため必要に応じて施設補修や清掃を実施				
				○出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や清掃を実施 ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河畔樹木等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施				

【河川】

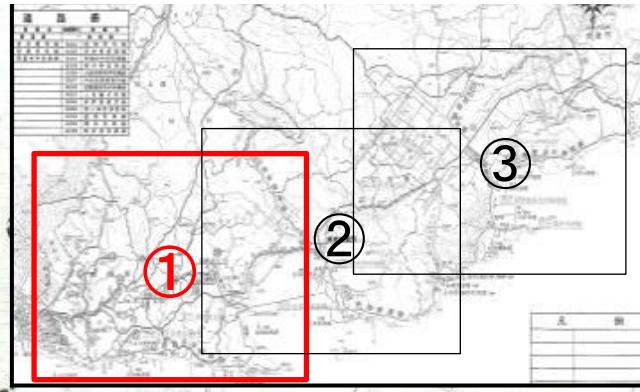
管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
必要経費	付属施設補修	水文施設補修	老朽化や欠損等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施	○別途保守点検をメーカーに業務委託し、年点検実施 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応 ※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供	○インターネット「川の防災情報」での欠測時における警戒水位、警戒雨量超過の場合は、FAXによる通報を実施する	○施設年点検 ○不具合時点検保守		
	施設維持	排水機場	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○創路建設管理部施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理		○消流雪施設は該当無し。		
	河川区域維持	水防資材等購入	洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費	○危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するために必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理	○「河川・道路等の共有化に関する連絡会議」により関係機関と保管情報を共有する	○関係機関と保管情報を共有 ○「河川・道路等の共有化に関する連絡会議」(別途調整)	水防等資材保管一覧表(資料編)	
		樋門(管)操作委託料	出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費	○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約				
		定期点検操作委託料	樋門(管)の適切な機能安全を行うため、出水期前を始めて目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費	○定期点検は出水期前の4月、出水期の7～10月の各月に実施することとしていますが、出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定 ○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を連管部から支給 ○定期点検の記録表は翌月10日開庁日までに提出	○操作不具合箇所は、早急に対処する。	○定期点検(5回) ・出水期前1回(4月) ・7～10月各1回		
	臨時操作・巡回委託料	大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費	○市町村が行う巡回、操作に関する記録表は速やかに提出させる ○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出させる					

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を複製したものである。
(承認番号 R5国地情複第468号)」

122.8
292.4

釧路建設管理部厚岸出張所管内

治水系パトロール実施区間 ①釧路町エリア



砂防施設		
番号	溪流名	市町村名
5	去来牛川	釧路町
7	老若舞川	釧路町
18	下寺の沢川	釧路町
19	オビラシケ2の沢川	釧路町
地すべり防止施設		
番号	溪流名	市町村名
6	知方学	釧路町
8	仙鳳趾	釧路町
1	伏古	釧路町
14	奔渡町	厚岸町
15	ピリカウタ	厚岸町
9	苦多	厚岸町
11	住の江	厚岸町
17	後静	浜中町
急傾斜地崩壊防止施設		
番号	溪流名	市町村名
2	冬窓床	釧路町
4	老若舞	釧路町
3	老若舞2	釧路町
10	白浜町	厚岸町
16	小島	厚岸町
13	奔渡町	厚岸町
12	松葉町	厚岸町

凡 例		
頻 度	週2回パトロール	
	週1回パトロール	
	月1回パトロール	
	年1回パトロール	
管 理 区 間	上流側	
	下流側	
車 上 からの 目 視 による 確認 区 間		
橋 梁 からの 目 視 箇所		
砂 防 え ん 堤 工		
床 固 工		
溪 流 保 全 工		
急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設		
地 す べ り 防 止 施 設		
河 口 閉 鎖 注 意 箇 所		



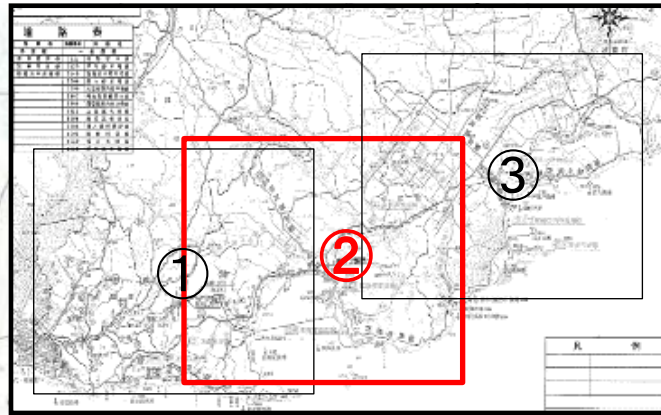
地嵐別 アチョロベツ 節古籠
 又飯時 宿徳内 昆布森 幌内 来人臥 十町瀬 浦雲泊 跡永賀 冬窓床 初無敵 入境学 賤夫向 分遣瀬 老若舞 知方学 去来牛

釧路(町)海岸

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を複製したものである。
(承認番号 R5国地情複第468号)」

釧路建設管理部 厚岸出張所管内

治水系パトロール実施区間 ②厚岸町エリア



砂防施設		
番号	溪流名	市町村名
5	去来牛川	釧路町
7	老若舞川	釧路町
18	下寺の沢川	釧路町
19	オビラシケ2の沢川	釧路町

地すべり防止施設		
番号	溪流名	市町村名
6	知方学	釧路町
8	仙鳳趾	釧路町
1	伏古	釧路町
15	ピリカウタ	厚岸町
14	奔渡町	厚岸町
9	苦多	厚岸町
11	住の江	厚岸町
17	後静	浜中町

急傾斜地崩壊防止施設		
番号	溪流名	市町村名
2	冬窓床	釧路町
4	老若舞	釧路町
3	老若舞2	釧路町
10	白浜町	厚岸町
16	小島	厚岸町
13	奔渡町	厚岸町
12	松葉町	厚岸町

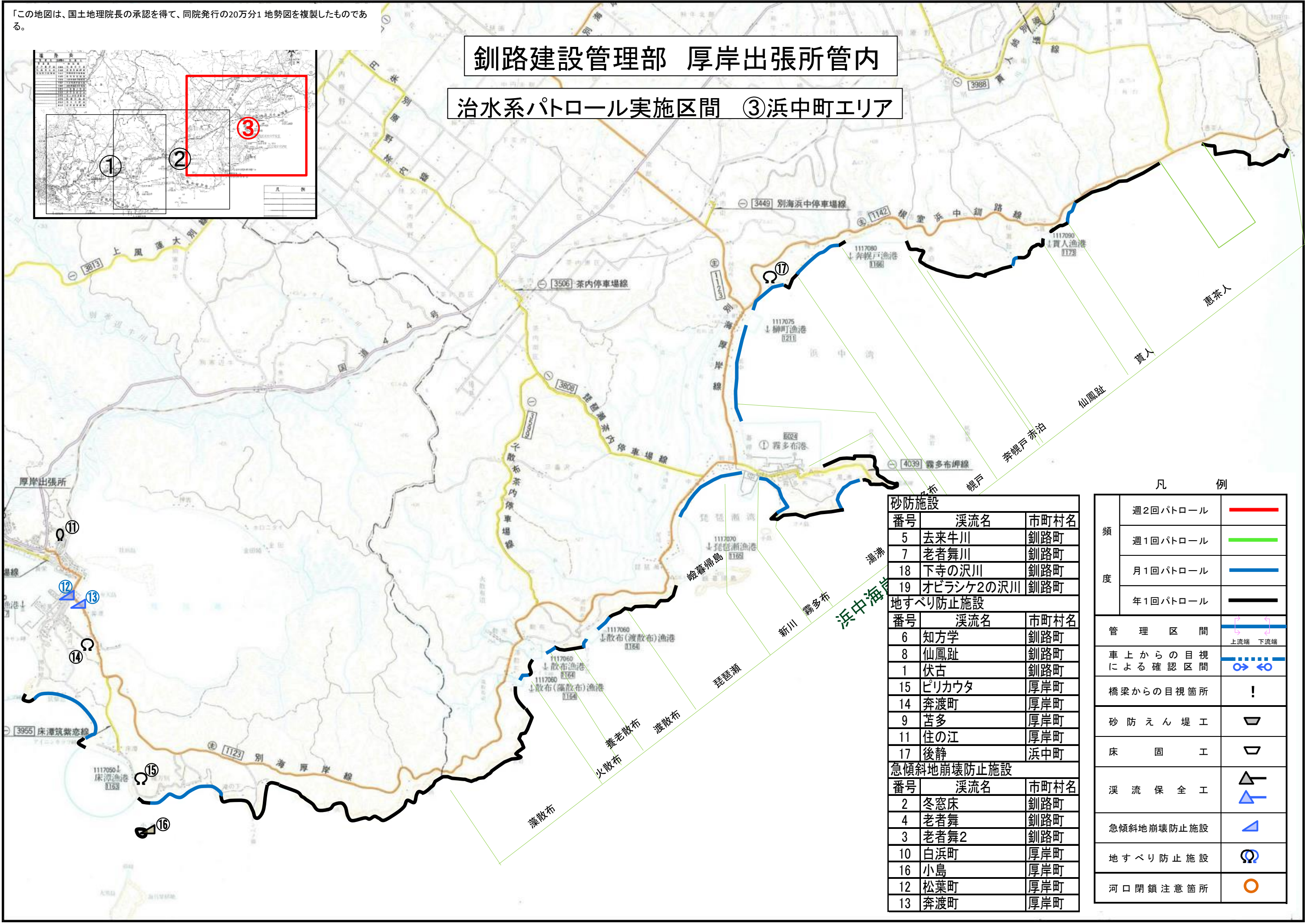
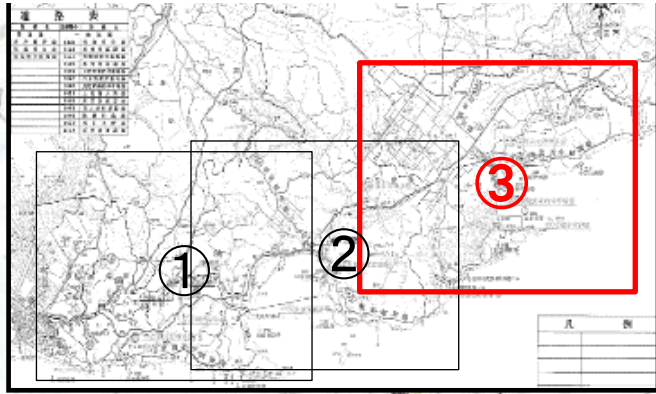
凡 例		
頻 度	週2回パトロール	
	週1回パトロール	
	月1回パトロール	
	年1回パトロール	
管 理 区 間	上流域	
	下流域	
車 上 からの 目 視 による 確 認 区 間		
	橋梁からの目視箇所	
砂 防 え ん 堤 工		
床 固 工		
溪 流 保 全 工		
急傾斜地崩壊防止施設		
地すべり防止施設		
河口閉鎖注意箇所		



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を複製したものである。」

釧路建設管理部 厚岸出張所管内

治水系パトロール実施区間 ③浜中町エリア



砂防施設		
番号	溪流名	市町村名
5	去来牛川	釧路町
7	老者舞川	釧路町
18	下寺の沢川	釧路町
19	オピラシケ2の沢川	釧路町
地すべり防止施設		
番号	溪流名	市町村名
6	知方学	釧路町
8	仙鳳趾	釧路町
1	伏古	釧路町
15	ピリカウタ	厚岸町
14	奔渡町	厚岸町
9	苦多	厚岸町
11	住の江	厚岸町
17	後静	浜中町
急傾斜地崩壊防止施設		
番号	溪流名	市町村名
2	冬窓床	釧路町
4	老者舞	釧路町
3	老者舞2	釧路町
10	白浜町	厚岸町
16	小島	厚岸町
12	松葉町	厚岸町
13	奔渡町	厚岸町

凡 例		
頻 度	週2回パトロール	
	週1回パトロール	
	月1回パトロール	
	年1回パトロール	
管 理 区 間		
		上流端 下流端
車 上 からの 目 視 による 確認 区 間		
橋 梁 からの 目 視 箇所		!
砂 防 え ん 堤 工		
床 固 工		
溪 流 保 全 工		
急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設		
地 す べ り 防 止 施 設		
河 口 閉 鎖 注 意 箇 所		

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を複製したものである。
 (承認番号 R5国地情複第468号)」

縦	29.3
横	122.8
計	292.4

釧路建設管理部厚岸出張所管内

河川除草区間

堤防除草頻度

頻度	1年に1回	
度	植生の繁茂状況により必要に応じて実施	
管理区間	上流端	下流端

